

# 実験動物生産施設等福祉認証事業

## 令和5年度 実施案内

### 1. 事業の申請について

#### (1) 事業対象施設数

認証更新施設を含めて15施設程度を予定します。但し、申請状況及び調査員との日程調整如何によっては調査施設数を変更する場合があります。

#### (2) 申請の受付期間

令和5年4月3日（月）から4月21日（金）

#### (3) 申請方法

「実験動物生産施設等福祉認証事業実施規程」の別紙様式1「実験動物生産施設等福祉認証事業実施申請書」に所要事項を記入し、実験動物福祉に関わる福祉規程及び福祉委員会規程等を添えて、Eメール又は郵送で申し込んで下さい。

なお、規程類は調査資料となりますので、原則として申請後に改正等ないようにお願いします。また、認証更新のための申請に際しては、前回調査時との変更（事業、施設、組織等）点について資料を作成し、他の資料とあわせて提出願います。

【申込み先】公益社団法人日本実験動物協会

住所 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3-2-5  
九段ロイヤルビル 502 号室

TEL 03-5215-2231

Eメール jsla@nichidokyo.or.jp

### 2. 事業の実施について

#### (1) 事業対象施設の決定・通知

令和5年5月中旬までに、事業対象施設を決定し、協会から申請者に結果を通知します。

#### (2) 調査の日程調整

令和5年5月下旬までに、協会から事業対象施設に連絡し、調査の日程調整（原則として7月から11月の間）を行います。なお、日程調整に際しては、複数の月、週を提示して調整させていただきますので、事

業対象施設より日付を限定しての申請は不可です。

(3) 認証審査料及び調査員旅費の振込

①認証審査料

協会からの事業実施決定通知後1ヶ月以内に、協会の正会員の飼養保管施設等にあつては165,000円、賛助会員の飼養保管施設等にあつては275,000円、会員以外の飼養保管施設等にあつては495,000円を支払っていただきます。

②認証審査料は、消費税10%込みの料金となっています。

②調査員旅費

協会からの事業実施決定通知後に行う調査の日程調整後に、協会が指定する振込期限までに協会旅費規程により定める額を支払っていただきます。

③調査員3名の旅費となります。

③銀行振込先

みずほ銀行九段支店

普通預金口座 1401076 名義 公益社団法人日本実験動物協会

(4) 調査票の提出

事業対象施設に係る調査票及びチェックシートを作成のうえ添付資料を添えて、令和5年6月6日(火)までに協会へ提出していただきます。

(5) 調査期間

原則として、令和5年7月から11月にかけて実施します。

(6) 認証と公表

原則として、令和6年1月末日、3月末日の2回に分けて行い、認証を行った施設に対しては認証書を交付します。また、認証を行った施設名及びその企業名を、当該企業の了解を得て協会のホームページに掲載します。

令和5年3月24日

公益社団法人日本実験動物協会  
会長 福田勝洋